

# 松戸市農業委員会総会議事録

令和6年11月11日

## 令和6年松戸市農業委員会11月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和6年11月11日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

### 1. 出席委員

1番	杉浦昌平	2番	杉浦勇司
3番	横山定勝	5番	渡邊洋子
6番	加藤万里子	7番	山口輝雄
8番	戸張嘉宣	11番	渡来和治
12番	渡邊慶弘	13番	鈴木榮一
14番	湯浅孝一	15番	相田敏克
明・矢切区域	齋藤香	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	山崎唯司
馬橋・小金区域	湯浅清		

### 1. 欠席委員

9番	岩佐忠夫	10番	川上博久
馬橋・小金区域	小林直一		

### 1. 関係課出席職員 農政課

課長	松戸繁和	主査	加瀬直紀
----	------	----	------

### 1. 事務局出席職員

事務局長	加藤広之	事務局長補佐	榊孝弘
係長	落合利彦	主任主事	花村理恵

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和6年11月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が12名、推進委員が5名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号12番、渡邊慶弘委員、議席番号13番、鈴木榮一委員の両委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日、傍聴の申出はございませんでした。

議 長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんでした。

---

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号から第3号までとなっております。

なお、報告事項については第1号から第5号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

---

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題といたします。

本件につきましては一括審議といたします。

それでは、利用計画について、農政課長、よろしく願います。

農政課長 農政課、松戸でございます。よろしく願います。

それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画につきまして、ご審議をお願いいたし

ます。

当案件につきましては、農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を策定するに当たりまして、本委員会の意見を聞くものでございます。

総会での議案につきまして、1件ごとではなく、一括してご説明させていただき、ご審議をお願いしたいと存じます。

今回は新規設定案件3件、農地銀行からの移行案件1件でございます。

それでは、議案第1号を一括してご説明させていただきます。

お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。申請地につきましては、青色の表紙の冊子でお配りしている参考資料の1ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は幸田、現況地目は畑で、面積は2,282平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、野菜全般を広く栽培する計画でございます。

次に、2番をご説明いたします。

議案書は1ページの2番、参考資料の2ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は旭町、現況地目は畑で、面積は786平方メートルでございます。

利用権の種類は貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、シイタケを主体に栽培する計画でございます。

次に、3番でございます。

議案書は1ページの3番、参考資料の3ページから4ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は平賀、現況地目は畑で、面積は1,680平方メートルでございます。

利用権の種類は貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ハウレンソウ、カブを主体に栽培する計画でございます。

次に、4番でございます。

議案書、2ページの4番、参考資料につきましては5ページから6ページをご覧ください。

当案件は農地銀行からの移行案件で、対象農地は紙敷、現況地目は畑で、面積は3,578平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、エダマメ、タマネギを主体に栽培する計画でございます。

以上、4件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**議 長** ただいま農政課長より議案第1号について、内容の説明がございました。

本案件はあらかじめ審査会で審議しておりますので、第2審査会第2審査班座長の意見を求めます。

**第2審査会第2審査班座長** 議席番号14番、湯浅孝一です。

議案第1号について、審査会で審議しました。審査会では、農政課担当者をお呼びし、審議した結果、承認すべきと判断しましたので、原案に賛成したいと思います。

**議 長** ただいま座長より、承認すべきとの意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号につきましては、原案のとおり承認いたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席となります。ありがとうございました。

(農政課長退席)

---

### ◎議案第2号

**議 長** 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いします。

**第2審査会第2審査班座長** 議席番号14番、湯浅孝一です。

去る11月5日火曜日、議案第1号から3号の審査のため、第2審査会第2審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたのでご報告します。

当日は、戸張嘉宣農業委員、山崎唯司推進委員、私の3名により、現地調査の上、詳細に審議をいたしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、1号については農政課担当者を、2号から3号については申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に審議を行ったものであることをご報告します。なお、1号の審議結果については、先ほど報告したとおりです。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての1番についてご説明します。

議案書の3ページ、議案参考資料については1ページから2ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の1ページのところでございます。

申請地は2筆で、面積は合計1,429平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認しました。

権利の形態は、贈与に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は、生前贈与のため、譲渡人の申請理由は、高齢により土地の管理ができなくなったためです。

譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。また、譲受人の耕作従事日数は、申請人を含む構成員3人で640日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えています。

農機具については、耕運機1台、トラクター2台、動噴1台、トラック1台、フォークリフト1台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、ネギの栽培を行うとのことでした。

以上、審査会では議案第2号の1番について慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはなく、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと判断しました。

これらをもって、許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議よろしくお願いいたします。

**議長** ただいま湯浅孝一座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊洋子委員。

**渡邊委員** 議席番号5番、渡邊洋子です。

座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成いたします。

**議長** ただいま渡邊委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

これより議案第2号の1番について、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番につきましては、原案のとおり決定いたしました。

---

### ◎議案第3号

議 長 続いて、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 それでは、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の1番についてご説明いたします。

議案書の4ページ、議案参考資料については3ページから8ページになります。申請地の位置については、3ページのところでございます。

申請理由は、隣接地で家具の製造販売を営む法人から、駐車場として貸してほしいと要望があったためです。

議案参考資料の5ページをご覧ください。

施設の概要については、貸駐車場です。

排水については、雨水のみで砂利敷きにより自然浸透です。

被害防除については、境界から1メートルほど駐車位置を離し、単管パイプの車止めを設置します。

審査会では、現地調査の結果、砂利敷きになっていることを確認しました。このことについて質問したところ、申請人の父親である先代が隣接の家具製造販売会社に以前から駐車場として貸しており、その経緯は不明ですが、砂利敷きにしたのもその頃だと思われるとのことでした。

この行為に対し農地法違反であることの指摘をしました。この農地法違反について、審査

会として始末書の提出を求め、その内容を確認後、最終的な意見決定を行うこととしました。

審査会終了後、申請者より始末書の提出があり、農地法違反をしていたことについて、知らなかったこととはいえ、深く反省するとともに同じ事態を繰り返さないことを誓約することでした。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に、住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第3号の1番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほどお願いします。

**議 長** ただいま湯浅孝一座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅清委員。

**湯浅（清）推進委員** 推進委員の湯浅清です。

座長の説明でよく分かりました。以前から駐車場になっているとのことですが、始末書も提出され、今回正式に申請されるということで、私は審査会の意見に賛成したいと思います。お諮りください。

**議 長** ただいま湯浅清委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

**議 長** ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の1番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

## ◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書5ページ、報告事項1から13ページの報告事項5について報告させていただきます。

まず、5ページから6ページ、報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、6ページに記載のとおり、9月分として田1件、469平方メートル、畑11件、2,877平方メートル、合計12件、3,346平方メートルの届出を受理しました。

次に、7ページから10ページ、報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてですが、10ページに記載のとおり、田3件、3,346平方メートル、畑28件、1万1,360平方メートル、合計31件、1万4,706平方メートルの届出を受理しました。

次に、11ページ、報告事項3 農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局から2件、裁判所から2件の照会があり、いずれも非農地回答をしました。

次に、12ページ、報告事項4 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてですが、1件を県知事宛てに送付しました。

次に、13ページ、報告事項5 生産緑地に係る主たる農業従事者証明書の交付についてですが、1件を交付しました。また、引き続き農業経営を行っている旨の証明書は5件を交付しました。

事務局からの報告は以上です。

議 長 ありがとうございます。

---

## ◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和6年11月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時20分